

とよなかしがいこくじんしみんかいぎせつちようこう 豊中市外国人市民会議設置要綱

(設置目的)

第1条 外国人も市民として誰もが住みよいまちづくりを進めるため、外国人市民の意見を聴取し、市政に意見を反映させることを目的として、豊中市外国人市民会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項について意見を聴取する。

- (1) 本市の多文化共生施策の推進に関すること。
- (2) 外国人市民の生活環境の改善及び人権擁護に関すること。
- (3) 外国人市民と日本人市民との交流及び共生の実現に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

(会議の構成)

第3条 会議の委員は、豊中市の住民基本台帳に記録されている日本国籍を有しない者で、かつ豊中市に引き続き1年以上住所を有している年齢18歳以上の者のうちから、市長が委嘱する10人以内の委員で構成する。

2 委員は、公募により選考する。ただし、委員を公募したときに、応募者がなかった場合又は応募者が応募定員に満たなかった場合、若しくは選考の結果、適任者を選任することができなかった場合については、推薦により委員を選任することができるものとする。

3 委員の推薦は外国人市民の人権・教育・福祉・共生のまちづくり等に関する活動を行う団体若しくは個人に依頼して行う。

4 委員は、第1項の要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

5 委員は、特定の国若しくは地域又は民族等を代表するものではない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議には座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の進行、調整等を行う。

3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が必要に応じて開催する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

3 委員は、通訳を同行させることができる。

4 会議は、公開するものとする。ただし、会議内容によって非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民協働部人権政策課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月10日から実施する。
- 2 この要綱の施行後最初に招集される会議の招集及び会長が決定されるまでの会議の議長は、市長が行う。

附 則

この要綱は、平成18年10月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、従前の要綱に基づき定められた会議の会長及び副会長である者は、それぞれ、施行日に、第5条第1項及び第3項の規定により会議の座長及び職務代理として定められたものとみなす。
- 3 座長の職務を行う者がいない場合における会議の、座長が決定されるまでの会議の議長は、市民協働部理事（人権文化担当）が行う。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。